

2. 登録および競技会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟定款に準じ、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。

(チームの登録)

第2条 チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする。

2 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。

- (1) 4年制大学と短期大学
- (2) 分校
- (3) 医学部、薬学部、歯学部、獣医学部など医療系の学部

3 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない。いずれか1つの大学のみの登録とする。

4 国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等、4年間を限度として、猶予期間を設ける。

なお、当該事例で変更の必要が生じた場合は、理事会における審査および承認を得なければならない。

(登録手続き)

第3条 本連盟に加盟している大学バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

- (1) 加盟大学は、「(公財)日本バスケットボール協会」に Team JBA にて加盟料と個人登録費を添えて登録の手続きをする。(インターネットにて登録する。)
- (2) 加盟大学は、本連盟に対し、1の「(公財)日本バスケットボール協会」の登録の写し (JBA チームメンバー一覧表) の提出が毎年必要である。

(選手の資格)

第4条 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟の「登録に関する細則」に準じ、各大学に学籍を有すること。同時に、当該大学のバスケットボール部部長が部員であることを認めた者に限る。

2. 加盟大学が登録できる選手および主務は、当該大学の在籍学生でなければならない。但し、通信制の大学に在籍する学生は、登録できない。

(資格審査)

第5条 理事会は、本細則および「(公財)日本スポーツ協会スポーツ憲章」に基づき、選手資格に疑義が生じた場合はこれを審査し、その審査結果を各大学に通知する。

(選手およびスタッフの登録)

第6条 選手およびチームのスタッフは、同年度に本連盟所属の2つ以上のチームに登録することはできない。(二重登録の禁止)

- 2 チームは、スタッフについて次の事項を記載したスタッフ登録用紙を提出する。
 - (1) チーム名およびその所在地・電話番号
 - (2) チームの責任者の氏名およびその住所・電話番号・メールアドレス
 - (3) 主務の氏名及およびその住所・電話番号・メールアドレス
- 3 選手の移籍・追加登録については、その都度所在地の各都道府県協会を通じて(公財)日本バスケットボール協会に報告し、各大会規定の日時までには理事長の承認を得なければならない。
- 4 外国籍選手については、別途「3. 外国籍選手に関する細則」に従う。

(活動休止)

第7条 本連盟に加盟しながら、やむを得ない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない大学は、活動休止届けおよび理由書を本連盟宛に提出し、理事会の承認を得てその年度の活動を休止することができる。

(1) 活動休止大学の取扱い

活動休止届けおよび理由書を理事長宛に提出し、理事会の承認を得た大学は該年度の活動休止大学とする。

(2) 活動休止の取り消し

活動休止大学となった大学が次年度の登録を行った場合、活動休止を取り消しとする。

(3) 活動休止の継続

活動休止大学となった大学が次年度の登録を行わなかった場合、活動休止を継続とする。

(登録回数の限度)

第8条 選手として登録できる回数は、修学年限の数とする。すなわち、4年制大学の場合は4回、短期大学は2回ないし3回、医学部、歯学部、獣医学部、薬学部においては6回とする。

なお、学生が留年した場合の登録回数についても、原則修学年限の数とする。

- 2 既に登録歴がある選手が、学籍の異動、新たな入学、編入学、留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする。また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続させるものとする。尚、学籍異動の試合出場については再登録日より6ヶ月間の経過が必要となる。

(登録抹消)

第9条 当該年度の登録を抹消するには、必要事項を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 提出期限は本連盟主催の競技会（関東大学女子バスケットボール選手権大会）開催日前日までとする。それまでに登録抹消が承認された場合は、登録回数は中断する。それ以降に登録を抹消しても登録回数は継続される。

(競技会)

第10条 本連盟は、次の競技会を開催する。

- (1) 関東大学女子バスケットボール選手権大会（トーナメント）
- (2) 関東大学女子バスケットボール新人戦
- (3) 関東大学女子バスケットボールリーグ戦
- (4) その他、本連盟の目的に基づく競技会

(連盟協議会の優先)

第11条 本連盟が主催する競技会の開催日には、本連盟加盟大学以外のチームと試合をすることはできない。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(チーム及び選手の選抜)

第12条 理事会は国内および国外のバスケットボールチームとの交流試合、ならびに海外への遠征試合に参加する本連盟の代表チームおよび選手を決定する。但し、理事長は理事会の承認を得たうえで強化部にその選考を委ね、選考過程の報告により決定することができる。

(競技会開催時における大会要項の厳守)

第13条 本連盟が主催する競技会の大会要項に記載している事項を守らなければならない。また、定款、細則、および大会要項上違反のある選手が出場した場合

は、試合後に没収試合が宣告される場合がある。また、その大学に罰則が与えられることもある。

(改廃)

第 14 条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2025 年 2 月 22 日に成立し、同日より施行する。